

豊中市不妊症治療費等助成事業 申込の手引き(申込案内)

<事業の概要>

■ 不妊症治療費等助成事業とは？

不妊症の検査又は治療を受ける夫婦の経済的な負担を軽減するため、それらに要した費用の一部を助成する制度です。

- ・ 保険適用された不妊症検査及び治療にかかった費用の自己負担部分について、夫婦 1 組につき、1 年度(4 月から翌 3 月まで) 5 万円を上限に助成します。
- ・ 申込回数は 1 年度(4 月から翌 3 月まで)につき、1 回です。
- ・ 助成金の支給には、いくつかの要件を満たす必要があります。この手引きをよくお読みいただき、要件を確認してから必要書類のご用意をお願いします。

1. 助成内容

(1) 助成対象となる検査及び治療

保険医療機関・保険薬局で受けた不妊症の検査・治療のうち、保険適用されたものが対象です。
※自費診療のものは対象となりません。

不妊検査	女性側	超音波検査、内分泌検査、感染症検査、子宮鏡検査 卵管疎通性検査 等
	男性側	精液検査、内分泌検査、画像検査、精子受精能検査 染色体・遺伝子検査 等
一般不妊治療	タイミング法、人工授精 等	
生殖補助医療	体外受精、顕微授精(胚凍結保存管理含む) 等 男性不妊手術(精巣内精子採取術(TESE))(精子凍結保存管理含む) 等	
薬物治療	上記治療のため、保険薬局で医師の処方箋に基づき調剤された医薬品	

※オプション治療等を併用したため、保険が適用されない場合は、上記の検査・治療であっても対象外となります。

※第三者の精子・卵子等を用いた生殖補助医療は保険適用外のため、助成対象外です。

※文書料、入院時食事療養費・差額ベッド代・不妊症の原因となる基礎疾患の治療費などは対象外です。

(2) 助成対象となる費用及び上限額

- ・ 助成対象費用は、健康保険が適用された検査・治療について、実際に自己負担した額(通常 3 割)です。
- ・ 助成金額は、夫婦 1 組につき 1 年度(4 月から翌 3 月まで)に 5 万円を上限とします。

(3) 助成回数

- ・ 申込回数は、1 年度(4 月から翌 3 月まで)に 1 回に限ります。
- ・ 複数回の検査・治療をまとめてお申込みください。年間の合計額が 5 万円以上になる見込みであれば、5 万円に達してから、まとめてお申込みください。

2. 助成対象者

※次の要件を満たす方に助成します

	要 件	備 考
法律婚の方	検査・治療費を支払った日から申込日までの連続した期間、法律婚の関係であり、かつ夫婦いずれもが豊中市内に住民登録があること。	●夫婦どちらかが豊中市以外に住民登録がある場合は対象外です。
事実婚の方	検査・治療費を支払った日から申込日までの連続した期間、以下の①②とも要件を満たすこと。 ①夫婦のいずれもが継続して豊中市内の同一住所に住民登録をしていること。 ②検査・治療費を支払った日から申込日までの間、他に法律上の配偶者がいないこと。	●①同一住所であれば世帯分離していても可。 ●「事実婚関係に関する申立書」の提出が必要です。 (3 頁の⑥参照)

3. 申込期限

すべての必要書類を揃えて、「検査・治療費を支払った日の属する年度の翌年度の 6 月末日」(期限厳守・郵送の場合は当日消印有効)までに提出してください。

例) 令和 7 年度分(令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月の検査・治療分)…令和 8 年 6 月末日まで
 令和 8 年度分(令和 8 年 4 月～令和 9 年 3 月の検査・治療分)…令和 9 年 6 月末日まで

※ ご注意ください！ ※
 必要書類(受診等証明書等)は時間に十分余裕をもって入手してください。
 申込期限を過ぎたものは受付できません。

4. 申込先 (郵送・電子申込・窓口持参)

〒560-0023

豊中市岡上の町 2 丁目 1 番 15 号 すこやかプラザ 1 階
 豊中市 おやこ保健課 医療費助成担当



- 郵送される場合は、簡易書留や特定記録郵便などでお送りください。
 (消印日を申込日として取り扱います。)
- 電子申込(右上の QR コードから)の場合は必要書類を撮影したファイルを添付していただきます。
 ※電子申込の場合でも、医療機関が作成した受診等証明書(3 頁の必要書類②③)については原本の郵送が必要です。(受診証明書の受領をもって受付が完了します。)

5. 審査・交付

- 承認された場合は交付決定通知書を、要件に該当しないなど助成金を支給できない場合は不交付決定通知書を後日送付します。
- 助成金の振込までには 2 か月程度を要します。(申込みが集中する 6 月末は、通常よりお時間がかかります。)

6. 必要書類

- ・ 注意事項や「助成申込の Q & A」(次頁)をご確認のうえ、必要な書類を全て揃えてお申込みください。
- ・ ②③で医療機関等が証明した金額と、④の領収書金額に相違があると思われる場合は、申込前にご自身で医療機関にお問合せください。

	書類名	注意事項
①	豊中市不妊症治療費等 助成事業申込書 (様式第 1 号)	●申込書の記入には、消せるボールペン・修正テープ等は使用しないでください。 ●申込金額は領収金額の合計が 5 万円を超えていれば「5 万円」、5 万円に満たない場合は、合計金額を記入してください。
②	豊中市不妊症治療費等 助成事業受診等証明書 (医療機関分) (様式第 2-1 号)	●受診した医療機関で証明を受けてください。 ●複数の医療機関を受診した場合は、それぞれの医療機関ごとに作成を依頼してください。 ●対象検査・治療が上限 5 万円を超える場合は、5 万円相当の証明書があれば、すべての医療機関の証明を提出する必要はありません。 ※受診等証明書の作成には、各医療機関が定める文書作成料が必要となる場合があります。
③	豊中市不妊症治療費等 助成事業受診等証明書 (薬局分) (様式第 2-2 号)	●不妊症の治療を受けた医療機関の発行する処方箋に基づき、調剤されたもの(保険適用分のみ)に限ります。 ●調剤された薬局で証明を受けてください。 ●複数の薬局を利用した場合は、それぞれの薬局ごとに作成を依頼してください。 ●かかった費用が上限 5 万円を超える場合は、5 万円相当の証明書があれば、すべての医療機関・薬局の証明を提出する必要はありません。 ※受診等証明書の作成には、各薬局が定める文書作成料が必要となる場合があります。
④	不妊症検査及び治療に要した 費用の領収書及び診療明細書 (コピー可)	●②・③で証明を受けた金額、検査・治療期間のもの。 ●不妊症検査・治療にかかった費用のうち、保険適用の額が分かるもの。 ●提出した領収書及び診療明細書は返却できません。原本が必要な方は、コピーでご提出ください。
⑤	戸籍全部事項証明(戸籍謄本) ※原則不要ですが、法律婚でも住民票が 別世帯である場合と事実婚の場合は提出 が必要です。 その場合でも、初めての申込時のみ提出 いただき、2 年目以降の申込時は不要で す。	●婚姻関係、婚姻日等を確認します。 ●住民票の続柄で夫婦とわかる場合は、証明の提出は省略できます。(住民票は市で確認するため、住民票の写しは不要です。) ●事実婚の場合は、他に婚姻関係がないことを確認するため、両名の証明が必要です。 ●発行日から 3 か月以内のもの(原本)。
⑥	事実婚関係に関する申立書	●事実婚の場合のみ必要です。 ●同一住所に住民票があり、お住いの方に限ります。 ●同一住所であれば世帯分離をしていても可能です。 ●初めて申込みするときのみ提出が必要です。
⑦	振込先の確認書類	●通帳・キャッシュカード等、「金融機関名」、「支店名」「口座番号」、「口座名義人」の確認できるもののコピー

※ ① ② ③ ⑥ の書式は市ホームページからダウンロードできます

市ホームページ

豊中市不妊症治療

検索



Q1 途中で治療を中断した場合も助成されますか？

A1 助成されます。

Q2 配偶者は別のところに住んでいますが、助成されますか？

A2 法律婚の場合、夫婦いずれもが豊中市に住民票がある場合は、別の住所であっても対象になりますが、事実婚の場合、同一住所にお住まいの場合が要件となるため対象になりません。

Q3 治療期間中に、(法律婚の場合で)配偶者が単身赴任で住民票を他市に移していた時期がありますが、申込みできますか？

A3 支払日から申込日まで、夫婦ともが継続して豊中市内に住民票があることが必要ですので、他市に住民票があった期間にかかる支払いは申込みできません。

例) 単身赴任(住民票市外)期間が R7/8/10～9/30 で、申込日 R7/11/10 の場合
支払日 7/30 → 不可、8/25 → 不可、10/5 → 可

Q4 市外にある医療機関で不妊症検査及び治療を受けましたが、助成されますか？

A4 保険医療機関であれば豊中市以外の医療機関でも助成の対象になります。

Q5 医療機関で処方された漢方薬は助成されますか？

A5 不妊症治療として保険診療で処方された医薬品であれば助成されます。

Q6 医療機関の証明書作成にかかった文書料は、助成の対象になりますか？

A6 文書料や入院時の食事療養費など、検査・治療に直接関係のない費用は対象となりません。

Q7 助成対象になる不妊症検査及び治療に該当するかどうかかわからないのですが？

A7 医療機関が保険診療で行った不妊症検査、及び不妊症治療のうち、保険診療で行われた一般不妊治療、生殖補助医療が対象となります。ただし、不妊症の原因となる基礎疾患の治療は不妊症の直接の治療ではないため助成対象となりません。

Q8 医療機関で証明書を書いてもらいましたが、手元にある領収書と金額が違うようなのですが？

A8 領収書をお持ちになり、ご自身で申込前に医療機関にお問合せください。

Q9 戸籍全部事項証明は必ず提出が必要ですか？

A9 事実婚の場合は、他に婚姻関係がないことを確認するため、提出が必要です。
法律婚の場合は、住民票で夫婦関係が確認できる場合(世帯主+妻、世帯主+夫)は、証明の提出は不要です。ただし、別世帯等で確認できない場合は、提出が必要です。

Q10 戸籍全部事項証明は申込みのたびに提出が必要ですか？

A10 初めての申込時のみ必要です。(2 年目以降は不要です。)
ただし、婚姻関係の事実や事実婚に変更があった場合は、再度提出が必要です。

Q11 医療機関での自己負担額が上限金額(5 万円)を超える場合で、薬局での支払いもある場合は、薬局の証明書や領収書も必要ですか？

A11 必要ありません。医療機関のみ又は薬局のみで 5 万円を越える場合は、どちらか一方の証明書があれば結構です。

Q12 2か所の医療機関で検査・治療し、2 か所の薬局で薬の調剤を受けましたが、証明書は 1 枚でよいですか？

A12 証明書は医療機関(薬局含む)ごとに必要ですが、1 か所で上限の 5 万円を越える場合は、該当する医療機関の 1 枚だけで申込みして頂ければ結構です。

Q13 所得の制限はありますか？

A13 制限はありません。

Q14 年齢制限や回数制限はありますか？

A14 制限はありません。ただし、体外受精・顕微授精(胚(精子)凍結保存管理含む)の生殖補助医療は、保険診療での年齢及び回数制限があります。詳しくは治療を受ける医療機関にご確認ください。

Q15 胚(精子)凍結保存は保険適用ですか？

A15 胚(精子)凍結保存の管理料は、採卵(採取した精子)から胚移植までの一連の治療が保険適用に該当することや、凍結保存の開始日から1年経過後に更新費用が発生するなどいくつか条件があります。保険適用外となる場合や、自費となるケースもありますので、詳細は医療機関にご確認ください。(自費となるケース例：妊娠等により、不妊治療が中断している方)

Q16 男性不妊治療のみの申込は認められますか？

A16 申込できます。ただし、申込は夫婦1組につき、1年度に1回に限ります。

Q17 申込期限はいつまでですか？

A17 必要書類を全て揃えて、「治療費を支払った日の属する年度の翌年度の6月末日までに提出」してください。「年度」は「4月1日から翌年3月31日」までを1年間とした区切り方です。

例) 令和7年度(R7/4/1~R8/3/31)の場合

・支払日がR7/4/1 → 申込期限日 R8/6/30 ・支払日がR8/3/31 → 申込期限 R8/6/30

必要書類の入手は、余裕をもってお願いします。申込期限を過ぎたものは受付できません。

Q18 申込みできる年度の対象は、検査・治療した日ですか、実際に支払いした日ですか？

A18 領収書の領収日(支払日)が属する年度になります。

例) 検査日 R7/3/31、支払日 R7/4/1 の場合 → 令和7年度の申込対象です。

(申込期間 R7/4/1~R8/6/30)

Q19 振込先口座の通帳等のコピーはなぜ必要なのですか？

A19 確認もれや記入誤りにより正しく振り込みできないことを防ぐため、ご提出をお願いするものです。

Q20 振込先の口座名義は、誰の口座を書いてもよいのですか？

A20 夫婦いずれかの口座に限ります。

Q21 年間の上限額(5万円)に達するまで、複数回に分けて申込みしてもいいですか？

A21 申込受付は年度ごとに1回限りです。上限額に達した時点か、年度末(3月末)までの分をまとめてお申込みください。申込期限は支払いをした年度の翌年度の6月末日までですので、必ず期限内にお申込みください。

Q21 助成金は、申込みしてからどのくらいの期間で支給されますか？

A21 申込書記載内容や添付書類に不備がなければ、2か月程度で支給できる見込みです。ただし、申込期限(6月末日)前は申込が集中しますので、通常よりお時間がかかります。

Q22 申込書の提出はどのようにしたらいいですか？

A22 ①郵送②豊中市ホームページから電子申込③下記窓口まで持参 の3つの方法があります。いずれも必要書類をよくご確認のうえご提出ください。

※電子申込では必要書類を撮影したファイルを添付していただきますが、医療機関等が発行した「受診等証明書」のみ**原本の郵送が必要**となり、この書類の受領をもって申込みが完了しますので、ご注意ください。

< お問合せ・申込窓口(郵送先) >

〒560-0023 豊中市岡上の町2丁目1番15号 すこやかプラザ1階
豊中市 おやこ保健課 医療費助成担当 電話:06-6858-2800